



第315号
2015年7月1日
発行)新日本スポーツ連盟
富山県連盟
〒930-0093 富山市内幸町3-23
パークビル4F
発行者 荒井英治

スポーツは平和とともに 第21回反核平和マラソン in 富山 核兵器No! 戦争No! を訴え、砺波平野を 倶利伽羅峠まで走る



石川のランナーと引き継ぐ

6月13日(土) 砺波市役所に午前8時30分に集まったランナー6名、サポートスタッフ5名は、反核平和を訴えるゼッケンやTシャツを着けて8時45分、晴れ時々曇りの天気の中、石川県境めざして元気いっぱいスタートしました。沿道の人たちに先導車のスピーカーからのアナウンスで核兵器廃絶と原発の危険性を訴えました。ランナーは4箇所の給水ポイントでは水分とカロリーを補給し、無理のないゆっくりしたペースで、田植えの終わった砺波平野の景色の中を走りました。今回が初参加の女性ランナーもいて、倶利伽

羅峠の長い上り坂でのペース配分が上手くいかず遅れ気味になって、伴走車の世話になることもありましたが、全員元気に、石川県の反核平和大行進の参加者と反核平和マラソンランナーに迎えられ、引継場所にゴールしました。引継ぎ式では富山県の反核平和大行進の責任者から行程報告があ



マイペースでランニング

補給ポイントで水とバナナやフルーツを摂るランナー



り、これから行進を始める石川県責任者からは決意表明がありました。

現政権下で十分な議論と説明もないままに進められようとしている原発存続、また法治国家の背骨たるべき現憲法をないがしろにして進められている自衛隊の海外任務の野放図な拡張。これらの動きを何としても止めたいとの強い思いで、この反核平和

マラソンをこれからも続けていきたいと思ひます。

富山パークゴルフクラブの6月例会結果

6月10日(水) 中山パークゴルフ場で

順位	氏名	out	in	計	順位	氏名	out	in	計
1	甲 厚子	24	26	50	4	法土 武雄	35	27	62
2	沢 定之	28	31	59	6	木谷 鉄太郎	28	41	69
3	黒川 鉦三	30	30	60	7	加藤 日出子	34	41	75
4	林 憲彦	27	35	62	8	関井 弘	41	38	79

各クラブの予定

富山ハイキングクラブ

7月4日(土)	金剛堂山
7月11日(土)	美女平
7月18日(土)	大日ヶ岳(岐阜県)
7月25日(土)~26日(日)	薬師岳
8月1日(土)	天狗の庭(妙高火打山)

三島野スポーツクラブ

7月11日(土)	大鷲山(朝日町)
7月19日(日)	乗鞍岳(岐阜県)
7月21日(火)~23日(木)	朝日岳(自主企画)
7月26日(日)~28日(火)	甲斐駒ヶ岳・仙丈ヶ岳

富山ウォーキングクラブ

7月26日(日)	市振・親不知
----------	--------

富山パークゴルフクラブ

7月24日(金)~25日(土)	石川県根上町
-----------------	--------

平和の文化であるスポーツと相容れない「戦争法案」に反対するアピール

2015年6月7日 新日本スポーツ連盟

新日本スポーツ連盟は、「スポーツを通じて、諸国民の相互理解と友好を促進し、平和な世界の実現に貢献する」(連盟規約第2条4項)ことを目的の一つとして活動するスポーツ団体です。私たちはこれまでも、「スポーツは平和とともに」のスローガンをかけ、反核平和マラソンを各地で開催してきました。さらに、「暴力の否定を通じて平和の文化として発展してきたスポーツは、最大の暴力である戦争とは相容れません」(2006年第27回全国総会決議)という立場から、「戦争をしない国」を保障してきた憲法9条を守る活動にも参加してきました。このような新日本スポーツ連盟の一貫した平和への取り組みは、スポーツは戦争の時代には傷つき歪められ、平和の時代にこそ発展してきたという内外の歴史的な教訓を受け継ぐものです。

いま、国会では、自衛隊法など10の法律を一括して改正する『平和安全法制整備法案』と新設の「国際平和支援法案」が審議されています。この2つの法案は、日本が攻撃されていなくても海外での武力行使を可能とする集団的自衛権の行使に踏みだし、さらに、米軍などが起こした戦争に自衛隊が日本周辺に限らず世界のどこでも武力行使を可能にするものとなっていま丸これらの内容は、憲法9条の平和主義を実質的に放棄し、日本を海外で「戦争をする国」にする憲法違反の「戦争法案」といわねばなりません。新日本スポーツ連盟は、スポーツそのものを否定しその発展に逆行する戦争法案に強く反対しその廃案を求めます。

安倍晋三首相は、先のアメリカ訪問の際に、米上下両院において、「この夏中の制定」を約束する演説を行いました。このように、国会において提案もされていない法案の制定を約束することは、国民主権をないがしろにし、議会制民主主義を否定するものであり、決して容認できません。さらに、法案の本質が「戦争をする国」とする内容にもかかわらず、「平和」を法案名称に冠するなど、世論を欺くアンフェアな手法は、法案自体に道理がないことを覆いかくすものです。

スポーツの存在と発展は、基本的人権と平和の発展と不可分です。私たちは、武力による平和ではなく、スポーツによるフェアプレイの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する」(「スポーツ宣言日本～21世紀におけるスポーツの使命」)ことをすべてのスポーツ関係者で共有し、その実現に努力しようではありませんか。平和の文化であるスポーツを通じて、平和を実現するための草の根の運動を発展させることをよびかけます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを「憲法9条がある国」、「戦争をしない国」として開催し、世界の人びとに心から歓迎される平和の祭典にしようではありませんか。

そのためにも、戦争法案に反対し、憲法9条を守り活かすためにスポーツの分野においても共同の声と行動を広げることが心から訴えます。